

●香川県告示第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 施行者の名称

三木町

2 都市計画事業の種類及び名称

平成17年香川県告示第632号 高松広域都市計画下水道事業 三木町公共下水道

3 事業施行期間

平成17年10月11日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

該当なし